

# 伊佐市ひしかり交流館の設置及び管理に関する条例

## ○伊佐市ひしかり交流館の設置及び管理に関する条例

平成20年11月1日  
条例第168号

### (設置)

第1条 地域農業の振興と交流による地域の活性化を図るため、特産品展示販売、交流促進及び情報発信の場として、ひしかり交流館を伊佐市菱刈川北2280番地17に設置する。

### (管理)

第2条 ひしかり交流館は、市が管理する。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に、ひしかり交流館の管理を行わせることができる。

### (休館日及び開館時間)

第3条 ひしかり交流館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休日定めることができる。

(1) 毎週月曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 ひしかり交流館の開館時間は、午前9時から午後5時30分(交流室及び照明施設は午後10時)までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

### (利用の許可)

第4条 ひしかり交流館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

2 市長は、ひしかり交流館の管理上必要があるときは、前項の許可をするに当たり条件を付することができる。

### (利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ひしかり交流館の利用を許可しない。

(1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) その利用が施設又は設備等を破損するおそれがあるとき。

(3) その利用が暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、ひしかり交流館の管理上支障があると認められるとき。

### (使用料)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

2 交流室及び照明施設の使用料は、許可証交付の際徴収する。

3 特産品展示販売及び朝市コーナーの使用料は、売上後に徴収する。

### (使用料の減免)

第7条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

### (使用料の還付)

第8条 利用者が利用しない場合は、既納の使用料は還付することができる。

### (利用許可の取消し)

第9条 市長は、第5条各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の許可を取り消すことができる。

### (施設の現状変更禁止)

第10条 利用者は、施設の現状を変更してはならない。ただし、市長が承認した場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により変更を行った場合は、利用者は利用終了後直ちに原状に回復しなければならない。

### (目的外利用、利用権利譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、施設を利用目的以外に利用し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

### (損害賠償)

第12条 利用者は故意又は過失によりひしかり交流館の施設又は設備を破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

# 伊佐市ひしかり交流館の設置及び管理に関する条例

(指定管理者による管理及び業務)

第13条 第2条ただし書の規定によりひしかり交流館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、ひしかり交流館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

2 第2条ただし書の規定によりひしかり交流館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条から第6条まで及び第10条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第2条ただし書の規定によりひしかり交流館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がひしかり交流館の管理を行うこととされた期間前に第4条の規定により許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) ひしかり交流館の利用許可及び利用許可の取消しに関する業務

(2) ひしかり交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) ひしかり交流館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第14条 第6条の規定にかかわらず、第2条ただし書の規定によりひしかり交流館の管理を指定管理者に行わせる場合は、ひしかり交流館の利用者は、利用料金を納めなければならない。この場合において、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により利用料金を減額し、若しくは免除し、又は還付することができる。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の菱刈町総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例(平成13年菱刈町条例第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年12月22日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の伊佐市夢さくら館の設置及び管理に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の伊佐市ひしかり交流館の設置及び管理に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の伊佐市十曾青少年旅行村の設置及び管理に関する条例別表の規定、第4条の規定による改正後の伊佐市楠本川溪流自然公園の設置及び管理に関する条例別表の規定、第5条の規定による改正後の伊佐市菱刈パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例別表の規定並びに第6条の規定による改正後の伊佐市山野鉄道記念公園照明施設使用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る利用料金又は使用料について適用し、同日前の利用の許可に係る利用料金又は使用料については、なお従前の例による。

別表(第6条、第14条関係)

(平23条例32・全改)

区分	使用料
交流室	1時間当たり 300円
照明施設	1時間当たり 200円
特産品展示販売朝市コーナー	売上額の10%

備考

## 伊佐市ひしかり交流館の設置及び管理に関する条例

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
- 2 特産品展示販売朝市コーナーにおける売上額の10%に10円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。